

## 水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする 農薬について (カプリン酸グリセリル)

今般、登録申請されている下記の農薬のカプリン酸グリセリルについては、カプリン酸グリセリルを 0.05%含有する乳剤であり、本剤の使用に当たっての単回・単位面積当たりの使用制限は設けられていないが、容器容量が 150mL から 2L のいわゆる A L 剤として局所的に使用されることを想定している。この使用方法 (別紙 1 参照) から、「『農薬の登録申請に係る試験成績について』の運用について」(平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知) の「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」の「エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合」に該当すると考えられる (別紙 2 参照)。

このため、別紙 3 「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」(平成 24 年 2 月 24 日中央環境審議会 土壤農薬部会 農薬小委員会 (第 29 回) 修正了承) 及び別紙 4 「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生じるおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」(平成 24 年 2 月 24 日中央環境審議会 土壤農薬部会 農薬小委員会 (第 29 回) 修正了承) に基づき、「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合 (暴露のおそれが少ないと認められる場合)」に該当するものとして、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を行う必要がない農薬として整理したい。

なお、今後、既登録内容とは異なる使用方法の製剤について登録申請がなされた場合には、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定の必要性について改めて検討することとする。

### 記

農薬名	化学名	使用目的	使用方法の概要
カプリン酸 グリセリル	デカン酸 1, 2, 3 - プロパ ントリオールモノエステル	殺虫殺菌剤	散布液が直接害虫、うどんこ病菌にかかるように、希釈せずに散布

(参考) 評価対象農薬の概要

## 1. 物質概要

化学名	カプリン酸グリセリル				
分子式	C <sub>13</sub> H <sub>26</sub> O <sub>4</sub>	分子量	246.34	CAS NO.	26402-22-2
構造式	$\begin{array}{c} \text{CH}_2-\text{O}-\text{R or H} \\   \\ \text{CH}-\text{O}-\text{H or R} \\   \\ \text{CH}_2-\text{O}-\text{H} \end{array}$ R:一基のみ結合 R:CO-(CH <sub>2</sub> ) <sub>8</sub> CH <sub>3</sub>				

## 2. 作用機構等

カプリン酸グリセリルは、殺虫殺菌剤として登録申請されており、その作用機構は、昆虫に対しての気門封鎖並びにうどんこ病菌に対しての分生子の収縮、発芽阻止及び菌糸の伸長成長抑制である。カプリン酸グリセリルの物質概要等は以下のとおりである。

本邦では未登録である。

製剤は乳剤のAL剤が、適用農作物等は野菜及び花きとして登録申請されている。

## 3. 各種物性

外観	白色粉末、無臭	土壌吸着係数	—
融点	—	オクタノール／水 分配係数	logPow = 2.687
沸点	—	生物濃縮性	—
蒸気圧	—	密度	—
加水分解性	—	水溶解度	125.6mg/L
水中光分解性	—		

## 4. 適用病害虫の範囲及び使用方法等

剤型	0.05%乳剤	希釈倍数	原液
作物名	野菜、花き	使用液量	—
適用病害虫名	アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、アオムシ及びチュウレンジハバチ うどんこ病	使用量 (有効成分換算)	—
使用方法	希釈せずそのまま散布する。		

## 5. 原体を用いた水産動植物への毒性

試験の種類	供試生物	曝露期間 (hr)	設定濃度 ( $\mu$ g/L)	実測濃度* ( $\mu$ g/L)	毒性値 (LC <sub>50</sub> 又は EC <sub>50</sub> ) ( $\mu$ g/L)
魚類急性 毒性試験	コイ ( <i>Cyprinus carpio</i> )	96	4,000～ 20,000	3,500～ 21,000	14,000 (設定濃度に基 づく)
ミジンコ 類急性遊 泳阻害試 験	オオミジンコ ( <i>Daphnia magna</i> )	48	3,520～ 50,000	3,300～ 11,660	6,450 (実測濃度 (有効 成分換算値) に基づく)
藻類生長 阻害試験	緑藻 ( <i>P. subcapitata</i> )	72	5,990～ 50,000	4,640～ 16,220	6,370 (実測濃度 (有効 成分換算値) に基づく)

\*: 幾何平均

## 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定について

アース製薬株式会社

平成 25 年 6 月 18 日申請の「ネオナチュラル $\alpha$ 」（農薬の種類：カプリン酸モノグリセリル乳剤、有効成分の名称及び含有量：カプリン酸モノグリセリル 0.050%、以下「本剤」）は、AL 剤（使用する容器の一例を図に示します）であるため、一度に広範囲かつ多量に使用されるおそれがなく、河川等の水系に流出するおそれございません。

そのため、製剤の水産動植物への影響に関する試験成績（魚類急性毒性試験、ミジンコ類急性遊泳阻害試験、藻類生長阻害試験）の提出は除外とさせていただきます。

以上のことから、本剤につきまして、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定は不要です。

図 本剤に使用する容器の一例



以上ご了解の上、ご審査の程、よろしくお願い申し上げます。

以上

平成 24 年 2 月 24 日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 29 回）了承

水産動植物へのばく露のおそれがないと認められる場合の農薬の使用方法的詳細について  
（抜粋）

『農薬の登録申請に係る試験成績について』（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）の運用について」（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）において、「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」に該当するとして掲げられている使用方法的詳細は以下のとおり。

（ア. ～エ. 略）

オ. エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されないことがない場合

広範囲かつ多量に使用されないことがない農薬には、エアゾル剤、スプレー剤及び作物の一部分にのみ使用するものがあり、いずれも局所的に使用する。

エアゾル剤及びスプレー剤は、小型の容器に封入された家庭園芸用の農薬で、病虫害の認められる作物に直接噴霧して使用する。

作物の一部分にのみ使用する農薬は、対象作物の花や果実のみに散布又は浸漬処理して使用する。

（カ. 略）

平成18年12月21日 中央環境審議会 土壌農薬部会 農薬小委員会 (第4回) 了承  
平成24年2月24日 中央環境審議会 土壌農薬部会 農薬小委員会 (第29回) 修正了承

## 水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる農薬の 取扱いについて

### 1. 基本的な考え方

現行の農薬取締法テストガイドラインにおいては、水産動植物への毒性が極めて弱い又は暴露のおそれがないと一般的に考えられる種類の農薬について、水産動植物への影響に関する試験成績(魚類、ミジンコ、藻類の急性毒性試験成績)や環境中予測濃度の算定に必要な資料の提出を必要としない旨規定されている。

こうした農薬については、登録保留基準値を設定してリスク管理を行う必要性が低いものも多いものと考えられる。

このため、こうした農薬については、個別の農薬毎に、水産動植物への毒性や使用方法等から「水産動植物の被害のおそれ」を考慮し、そのおそれが極めて少ないと認められるものについては、登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

### 2. 具体的な運用の考え方

農薬取締法テストガイドラインにおける

①「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」(水産動植物への毒性が極めて弱いと認められる場合)

又は

②「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合」(暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合)

に該当するものとして申請がなされた農薬については、水産動植物登録保留基準設定検討会及び中央環境審議会 土壌農薬部会 農薬小委員会において、水産動植物への毒性や使用方法等を考慮して「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる」との結論が得られたものについては、登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

(参考)

「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の運用について(平成13年10月10日付け13生産第3986号)(関係部分のみ抜粋)

#### 4. 試験成績の提出の除外について

局長通知の第1に掲げる試験成績は、農薬の登録検査を行う上で必要不可欠なものとして位置付けられたものであるが、農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等の観点から、その一部につき提出を要しない場合もある。

これら試験成績の提出を要しない場合に係る条件等については、登録申請に係る農薬ごとに判断すべきものである一方、個々の試験成績の登録検査における位置付け等を踏まえ、提出を要しない場合の考え方についてその一部を局長通知の別表2に示したところである。

以下、局長通知の別表2及びその他試験成績の提出の除外に係る運用指針を示す。

なお、被験物質の性状等から、試験の実施が困難である場合についても、ここでいう「試験成績の一部につきその提出を必要としない合理的な理由」がある場合とみなすものとする。

#### (6) 環境中予測濃度算定に関する試験成績について

- ① 「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合がこれに該当する。
  - ア. 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合
  - イ. 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合
  - ウ. 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合
  - エ. 倉庫くん蒸剤等施設内でのみ使用される場合
  - オ. エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合
  - カ. 種子等に粉衣又は浸漬して使用される場合
- ② 「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」として、当該有効成分が食品等において一般に広く利用されており水産動植物に対し安全であることが公知である場合がこれに該当する。

平成20年8月26日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第10回）了承  
平成24年2月24日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第29回）修正了承

## 水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて

### 1. 基本的な考え方

現行の農薬取締法テストガイドラインにおいては、当該農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等からみて毒性、環境中予測濃度算定等に関する試験成績の提出を必要としない合理的な理由がある場合には、当該試験成績の提出を必要としない旨規定されている。

こうした農薬については、水質汚濁に関する登録保留基準値を設定してリスク管理を行う必要性が低いものも多いものと考えられる。

このため、こうした農薬については、個別の農薬毎に、人畜への毒性や使用方法等から「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれ」を考慮し、そのおそれが極めて少ないと認められるものについては、水質汚濁に関する登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

### 2. 具体的な運用の考え方

農薬取締法テストガイドラインにおける

「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」（人畜への毒性がきわめて弱いと認められる場合）

又は

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合」（暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合）

に該当するものとして申請がなされた農薬については、中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会において、人畜への毒性や使用方法等を考慮して「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる」との結論が得られたものについては、水質汚濁に関する登録保留基準値の設定を行う必要が無い農薬として整理するという運用としたい。



（参考1）

## 農薬の登録申請に係る試験成績について(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)(関係部分のみ抜粋)

## 第4 試験成績の提出の除外について

第1の規定にかかわらず、別表2に掲げる場合その他当該農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等からみて試験成績の一部につき、その提出を必要としない合理的な理由がある場合には、申請者は、当該理由を記載した書類等を当該試験成績に代えて提出することができる。

（別表2）

第4中「別表2に掲げる場合」とは、下表の左欄のそれぞれの試験成績ごとに同表の右欄に示す場合のことをいう。

試験成績	試験成績の提出を要しない場合
90日間反復経口投与毒性試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の使用に係る当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」という。）の暴露量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p> <p>(以下略)</p>
有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合（抜粋）</p> <p>① 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
環境中予測濃度算定に関する試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合又は下記左欄に掲げる(1)～(6)の試験成績について、それぞれ右欄に掲げる場合（抜粋）</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>

（参考2）

「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）（関係部分のみ抜粋）

#### 4. 試験成績の提出の除外について

局長通知の第1に掲げる試験成績は、農薬の登録検査を行う上で必要不可欠なものとして位置付けられたものであるが、農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等の観点から、その一部につき提出を要しない場合もある。

これらの試験成績の提出を要しない場合に係る条件等については、登録申請に係る農薬ごとに判断すべきものである一方、個々の試験成績の登録検査における位置付け等を踏まえ、提出を要しない場合の考え方についてその一部を局長通知の別表2に示したところである。

以下、局長通知の別表2及びその他試験成績の提出の除外に係る運用指針を示す。

なお、被験物質の性状等から、試験の実施が困難である場合についても、ここでいう「試験成績の一部につきその提出を必要としない合理的な理由」がある場合とみなすものとする。

#### （2）毒性に関する試験成績について

##### ① 急性経口毒性試験成績について

##### ア. 原体での実施について

当該農薬の有効成分の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合。例えば、当該農薬の有効成分が既に食品等において一般に広く利用されており安全であることが公知である場合がこれに該当する。

（以下略）

#### （5）有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験成績について（抜粋）

① 「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」としては、原則として、当該農薬の有効成分が食品等において一般に広く利用されており安全であることが公知である場合がこれに該当する。

#### （6）環境中予測濃度算定に関する試験成績について（抜粋）

① 「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合がこれに該当する。

ア. 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合

イ. 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合

ウ. 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合

エ. 倉庫くん蒸剤等施設内でのみ使用される場合

オ. エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合

カ. 種子等に粉衣又は浸漬して使用される場合

② 「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」として、当該農薬の有効成分が食品等において一般に広く利用されており安全であることが公知である場合がこれに該当する。